| | | |
|---|---|---|
| 第三十三条の三 | 第二十六条第四項 | 第二十六条第四項並びに法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十六条第一項 |
| 第三十三条の四 | 第二十六条第六項 | 第二十六条第六項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| | 第二十八条第二項 | 第二十八条第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第三十六条 | 第二十八条の二第一項 | 第二十八条の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。） |
| 第三十八条 | 第二十八条の二第三項 | 第二十八条の二第三項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| | 同条第一項 | 法第二十八条の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第四十条 | 第三十一条第一項 | 第三十一条第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第四十一条 | 第三十二条から第三十四条まで | 第三十二条から第三十四条まで（これらの規定が法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第六十三条第一号イにおいて同じ。） |
| 第四十一条の二第一項 | 第三十二条第二項 | 第三十二条第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。） |
| 第五十五条 | 第四十六条第一項 | 第四十六条第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |
| 第六十条 | 同条第一項各号 | 同条第一項各号（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） |